

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年4月14日(2016.4.14)

【公開番号】特開2014-129245(P2014-129245A)

【公開日】平成26年7月10日(2014.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2014-037

【出願番号】特願2012-286501(P2012-286501)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/97 (2006.01)

A 6 1 Q 7/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

A 6 1 Q 5/12 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/97

A 6 1 Q 7/00

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 Q 5/12

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月16日(2015.12.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

黒米抽出物の加水分解物と、ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ(Tabebuia impetiginosa)樹皮抽出物とを含有することを特徴とする、毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項2】

黒米抽出物の加水分解物を、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0.0001質量%～1質量%含有することを特徴とする、請求項1に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項3】

ノウゼンカズラ科タベブイア属タベブイアインペティギノーサ(Tabebuia impetiginosa)樹皮抽出物を、皮膚外用剤全量に対して、固形分として、0.00001質量%～0.1質量%含有することを特徴とする、請求項1又は2に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項4】

育毛用及び毛髪の色調変化の改善用であることを特徴とする、請求項1～3の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【請求項5】

毛髪化粧料であることを特徴とする、請求項1～4の何れか1項に記載の毛髪用の皮膚外用剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

前記した黒米抽出物の加水分解物は、一般にはpHを4～8に調整した上、これをそのまま皮膚外用剤に配合してもよく、又必要ならば減圧濃縮等により所定の濃度に調整した上で皮膚外用剤に配合してもよい。又場合によっては、スプレードライ法、凍結乾燥法等常法に従って粉末化したものを皮膚外用剤に配合することもできる。